

## 富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱

平成22年3月30日  
(  
告示第58号

### (目的)

第1条 この要綱は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく汚染土壌処理業（法第22条第1項に規定する汚染土壌処理業をいう。）の許可の申請に関し、法令に定めるもののほか、申請前における汚染土壌処理施設の設置又は変更に係る必要な指導内容を定めることにより、市民の健康に係る被害の防止及び周辺環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。

### (基準及び指針)

第3条 汚染土壌処理施設の設置又は変更は、別に定める基準及び指針に適合するように行わなければならない。

### (事前手続を実施する時期等)

第4条 法第22条第1項又は第23条第1項の申請（以下「許可申請」という。）をしようとする者は、当該許可申請を行う前に、事前手続申請書（次条第1項又は第2項に規定する事前手続申請書をいう。以下同じ。）の提出及び第7条から第10条までに規定する手続（以下「事前手続」という。）を終了しなければならない。

### (事前手続申請書の提出)

第5条 許可申請をしようとする者（以下「許可申請予定者」という。）は、汚染土壌処理施設を設置する場合にあっては、事前手続申請書（設置）（第1号様式）に、汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）第2条第2項（同項第9号から第15号までを除く。）に掲げる書類及び図面その他市長が必要と認める書類を添付して、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

2 許可申請予定者は、汚染土壌処理施設を変更する場合にあっては、事前手続申請書（変更）（第2号様式）に前項の書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付し、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

(調査)

第6条 市長は、事前手続申請書の提出があったときは、必要な調査を行うことができる。

(計画変更等の勧告等)

第7条 市長は、事前手続申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、事前手続申請書を提出した申請予定者（以下「事前手続申請者」という。）に対し、変更等の勧告（以下「勧告」という。）を行うものとする。

- 2 事前手続申請者は、勧告を受けたときは、当該勧告に対する措置について、関係者との協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。
- 3 事前手続申請者は、勧告に対する措置を講じ、その結果について措置報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。
- 4 前項の措置報告書の提出部数は、正本1通及び副本1通とする。
- 5 市長は、措置報告書の内容を審査して、勧告をした事項が是正されていないと認めるときは、再度勧告をするものとする。
- 6 事前手続申請者が勧告を受けた日から2年を経過しても措置報告書を提出しないときは、事前手続を取り下げたものとみなす。ただし、措置報告書を提出しないことについて事前手続申請者の責めに帰することのできない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(説明会の開催等)

第8条 事前手続申請者は、汚染土壤処理施設の設置又は変更を行う区域周辺の住民その他の利害関係者（以下「関係住民」という。）に対し、事業の計画を周知するための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 事前手続申請者は、前項に規定する説明会を開催したときは、出席者の数、説明内容、質疑応答の概要その他の実施状況について記録するものとする。
- 3 説明会の開催について必要な事項は、市長が別に定める。

(見解書の提出等)

第9条 事前手続申請者は、関係住民の意見のうち、生活環境の保全上の見地からの意見に対する見解を関係住民に回答するとともに、その見解を整理した書面（以下「見解書」という。）を作成し、速やかに正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

- 2 事前手続申請者は、前項の意見について、事業の計画に反映するよう努めるものとする。

(事前手続申請書の記載事項の変更)

第10条 事前手続申請者は、事前手続申請書を提出したときから許可申請をするときまでの間に、

事前手続申請書の記載事項を変更しようとする場合は、事前手続申請書記載事項変更申請書（第4号様式）に第5条第1項に規定する書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付し、正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。

2 前4条の規定は、前項の規定による変更について準用する。ただし、その必要がないと市長が認めるときは、この限りでない。

（事業計画の廃止）

第11条 事前手続申請者は、事前手続申請書を提出したときから許可申請をするときまでの間に、当該事前手続申請書に係る事業の計画を廃止した場合は、速やかに事業計画廃止届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（事前手続の終了通知）

第12条 市長は、事前手続が終了したときは、事前手続終了通知書（第6号様式）により、事前手続申請者に通知するものとする。

（事前手続の終了通知の受領等）

第13条 許可申請予定者は、許可申請手続に着手する前に、前条の規定による通知を受けていなければならない。

2 前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から2年を経過しても許可申請手続を完了しなかったときは、当該許可申請手続を完了する前に改めて事前手続を行わなければならない。ただし、改めて事前手続を行う必要ないと市長が認めるときは、この限りでない。

（協定等の締結）

第14条 事前手続申請者は、関係住民から汚染土壤の処理に係る生活環境の保全に関する協定等の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなければならない。

（報告、指導等）

第15条 市長は、事前手続申請者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

2 市長は、前項の指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、事前手続申請者に対し、その指導又は助言に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 第1号様式（第5条関係）

## 事前手続申請書（設置）

年 月 日

(あて先) 富士市長

申請者 住所 法人にあっては、その主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名<sup>印</sup>

汚染土壌処理施設を設置するので、富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力		
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態		
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は、その都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は、申請年月日）	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）
汚染土壌の処理の方法		
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）		
保管設備の場所及び容量		
法第22条第3項第2号ハに規定する役員の氏名及び住所	氏名	住所
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号並びに種類及び処理能力	名称	所在地
	都道府県知事（市長）	許可番号
	種類	処理能力

## 第2号様式（第5条関係）

## 事 前 手 続 申 請 書 （ 変 更 ）

年 月 日

(あて先) 富士市長

申請者 住所  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$

氏名  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$  ㊞

汚染土壌処理施設を変更するので、富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日	年 月 日
	許可番号	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の種類 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の構造 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設の処理能力 <input type="checkbox"/> 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更のための工事の着手予定期月日	年 月 日	
変更後の使用開始予定期月日	年 月 日	

(注) □欄は、該当するものにレ印を付けてください。

第3号様式（第7条関係）

措置報告書

年　月　日

(あて先) 富士市長

住所  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$

報告者 氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$  ㊞

勧告に対して措置を講じたので、富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第7条  
第3項の規定により、次のとおり報告します。

勧告の年月日	年　月　日
勧告を受けた事項	
勧告に対する措置	

## 第4号様式（第10条関係）

## 事前手続申請書記載事項変更申請書

年　　月　　日

(あて先) 富士市長

申請者  
 住所  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right\}$   
 氏名  $\left\{ \begin{array}{l} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right\}$  ㊞

年　月　日付けで提出した事前手続申請書の記載事項を変更するので、富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称		
汚染土壌処理施設の設置の場所		
変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	

第5号様式（第11条関係）

事業計画廃止届出書

年　月　日

(あて先) 富士市長

届出者  
住所  $\begin{cases} \text{法人にあっては、その} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{cases}$   
氏名  $\begin{cases} \text{法人にあっては、その} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{cases}$  ㊞

年　月　日付けで提出した事前手続申請書に係る事業の計画を廃止したので、富士市汚染  
土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
廃止の理由	

第6号様式（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

富士市長 印

事前手続終了通知書

富士市汚染土壤処理業の許可の申請に関する指導要綱に基づく事前手続が終了したので、同要綱第12条の規定により通知します。

1 申請者の事務所の所在地

2 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称

3 汚染土壤処理施設の設置の場所